

藤沢市保育所条例の一部改正について
藤沢市保育所条例の一部を次のように改正する。

2022年（令和4年）2月15日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市保育所条例の一部を改正する条例
藤沢市保育所条例（平成27年藤沢市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 藤沢市立浜見保育園の項中「鵜沼海岸四丁目17番6号」を「鵜沼海岸四丁目7番34号」に改める。

別表第2 備考中「第4条第1項第2号」を「第4条第2項第2号」に改める。

別表第3 備考3を次のように改める。

3 前項の規定にかかわらず、市町村民税所得割合算額が57,700円未満である世帯又は市町村民税所得割合算額が77,101円未満であり乳児若しくは幼児の保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が要保護者等（政令第4条第2項第6号に規定する要保護者等をいう。）に該当する世帯であって、特定被監護者等（政令第14条に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。）が2人以上いる世帯にあつては、この表において「第1子」とは、当該特定被監護者等のうち最も年齢の高い者をいい、「第2子以降」とは、当該特定被監護者等のうち最も年齢の高い者を除く小学校就学前子ども（支援法第6条第1項に規定する小学校就学前子どもをいう。）をいう。

附 則

- 1 この条例中別表第1の改正規定は令和4年3月22日から、別表第2及び別表第3の改正規定は公布の日から施行する。
- 2 改正後の藤沢市保育所条例別表第3備考3の規定は、令和3年10月利用分以

後の利用者負担額について適用し，令和3年9月利用分までの利用者負担額については，なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは，藤沢市立浜見保育園を移転し，及び子ども・子育て支援法施行令の一部を改正する政令により，年収約360万円未満相当世帯の多子世帯の基本保育時間に係る利用者負担額の算定における子どもの人数の計算方法が改められたこと等に伴い，市内の公立保育所の時間外保育に係る利用者負担額についても同様の措置をとるため，所要の改正をする必要による。